

防災対策推進検討会議中間報告に対する 総務省の取組について

平成24年4月26日

総務省

① 地域の防災力充実強化のための支援

〈中間報告抜粋〉

1. 災害から生命を守るために

① 迷わない避難行動及び安全な避難支援者の行動

- 警察・消防職員・消防団員等避難支援者の安全確保のため、災害の特徴を踏まえた避難支援者の行動ルールの策定を進めるべき。

7. 大災害を生き抜くための日頃からの備え

③ 被害を完全に防げない大災害に備えた「減災」の考え方と「自助」、「共助」による地域防災力の強化

- 自らの命、安全を自ら守る、地域の安全は自分たちで守るという「自助」、「共助」の意識を高め、自主防災組織、消防団などの地域防災力の強化を図るべき。

〈これまでの取組〉

- 平成23年度補正予算により消防団員のライフジャケット等を整備

- 津波災害時の消防団員の安全確保対策をとりまとめ、安全管理マニュアルの整備等について通知(3月)

※東日本大震災時、消防職団は、献身的に活動。一方で、活動中に多数の犠牲者(死者・行方不明者 消防職員27名 消防団員254名)

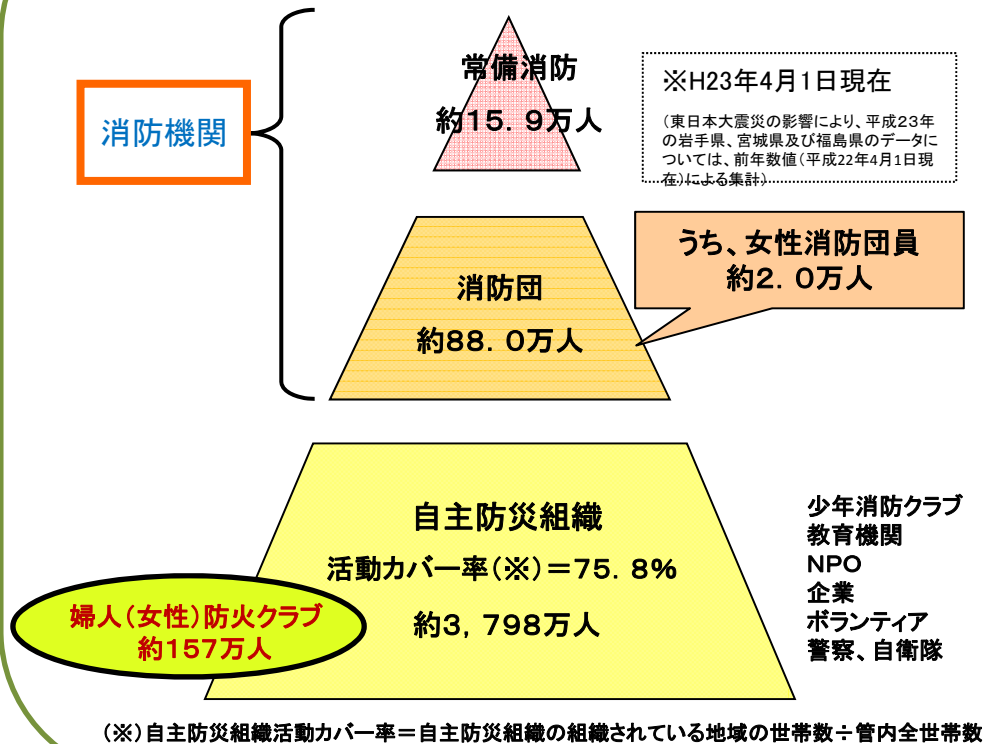
※津波災害時の消防団員の安全確保対策

- ①地震・津波の監視・観測体制の強化と津波警報の改善
- ②退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化
- ③情報伝達体制の整備と情報伝達手段の多重化
- ④消防団の装備及び教育訓練の充実
- ⑤住民の防災意識の向上、地域ぐるみの津波に強いまちづくり

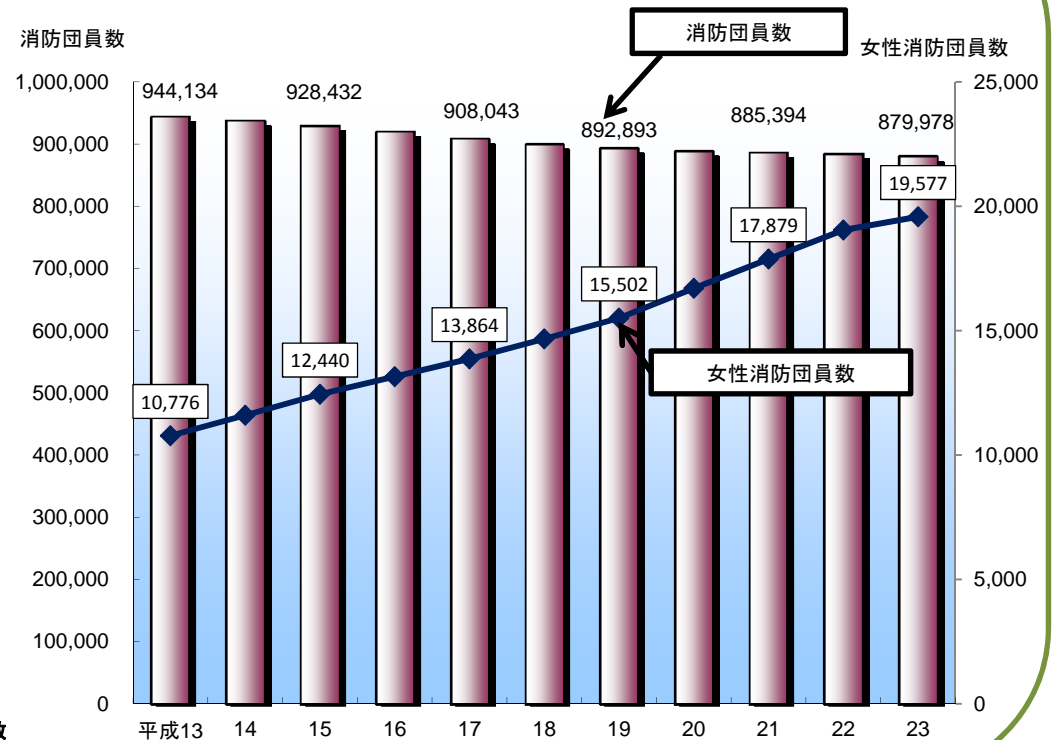
- 災害初期における対応策を中心に、消防職員の安全対策を含めた消防本部の効果的な活動のあり方等についてとりまとめ、地方公共団体に通知(4月)

① 地域の防災力充実強化のための支援

○ 地域の総合防災力



○ 消防団員数の推移



〈今後の対応〉

- 今後、消防団員の処遇改善・入団促進策、消防団による広域応援、住民の防災意識の向上(婦人防火クラブや自主防災組織との連携、少年消防クラブの取組を踏まえた学校との連携)などについて検討(8月目途)
- 平成24年度に①消防団の安全対策の研修会、②消防団・自主防災組織の理解促進シンポジウム、③少年消防クラブ交流会を開催
- 平成24年度に中長期の観点も含めて、大規模災害時の消防職団員の惨事ストレス対策について研究会を開催

② ワンランク上の消防防災インフラの強化

〈中間報告抜粋〉

1. 災害から生命を守るために

② 迅速な情報収集と確実な情報伝達

- 災害時においても確実な情報収集と伝達を行うため、災害対応を行う各主体が、通信ルートの二重化、通信手段の多様化(例えば衛星携帯電話や防災行政無線等)、非常用電源の確保等、通信ルートの確保・整備を進めるべき。

③ 生命を守る救命・救助・救急医療の充実

- 緊急消防援助隊が、より効果的・効率的な活動を行うため、長期に及ぶ消防応援活動への対応や、消防力の確実かつ迅速な被災地への投入等の観点から、その充実を図るべき。

7. 大災害を生き抜くための日頃からの備え

④ 地震・津波に強い国づくり、まちづくり

- 住宅、学校や病院、石油供給に係る施設等の建築物・構造物について、耐震化等の安全性の確保に取り組むべき。

〈これまでの取組①〉

○ 防災行政無線等の整備

① 住民への情報伝達手段の整備・促進

平成23年度補正予算補助金や緊急防災・減災事業等の財政支援措置により、防災行政無線のデジタル化や全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を促進

平成23年度補正予算による住民への災害情報伝達手段の多様化の実証実験

② 消防機関の情報伝達手段の整備・促進

平成23年度補正予算補助金や緊急防災・減災事業等の財政支援措置により、消防救急無線のデジタル化を促進

② ワンランク上の消防防災インフラの強化

〈これまでの取組②〉

○ 緊急消防援助隊の機能強化

平成25年目標 4,500隊（平成24年4月現在4,429隊）

① 無償使用による資機材配備

長期に及ぶ消防応援活動の後方支援を充実させるため、人員や資機材・燃料などを搬送する車両を全国に配備



人員輸送車



燃料補給車

② 消防車両等の吊上げ空輸に関する調査等

大規模災害時に、道路が寸断し、消防部隊が被災地までたどり着かないような状況下においても、ヘリコプターによる迅速な部隊投入を目指し調査を実施



〈今後の対応〉

○ 財政支援による防災行政無線及び消防救急無線のデジタル化の推進

○ 緊急消防援助隊の体制整備と機能強化を推進

長期に及ぶ消防応援活動を支える体制の構築、消防力の確実かつ迅速な被災地への投入等について検討

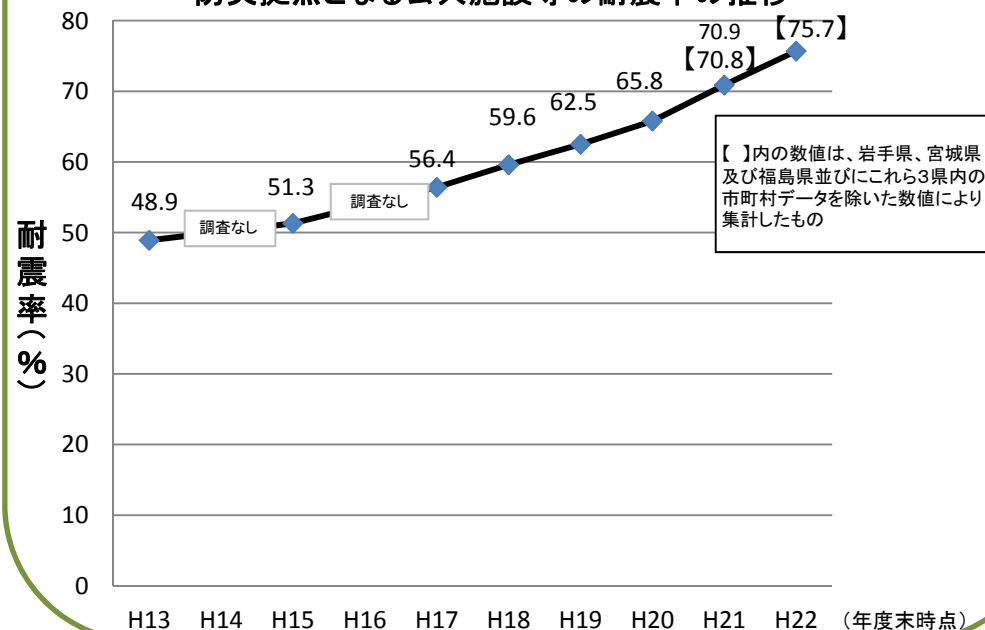
○ 引き続き、防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進

〈これまでの取組③〉

○ 防災対策事業等により整備推進

平成21年度から一部財政措置を拡充
平成23年12月緊急防災・減災事業を創設

防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



③ 大規模災害時における通信確保

〈中間報告抜粋〉

1. 災害から生命を守るために

② 迅速な情報収集と確実な情報伝達

- 通信ルートの二重化、通信手段の多様化(例えば衛星携帯電話や防災行政無線等)、非常用電源の確保等、通信ルートの確保・整備を進めるべき。通信事業者は、これに加え、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策及び安否確認手段の利用促進等を推進すべき。

8. 発生が危惧される大規模災害に向けた備え

① 南海トラフの巨大地震に向けた対応

- 衛星携帯電話等や防災行政無線の充実など、通信手段の確保を図る。

9. 国境を越えた教訓の共有

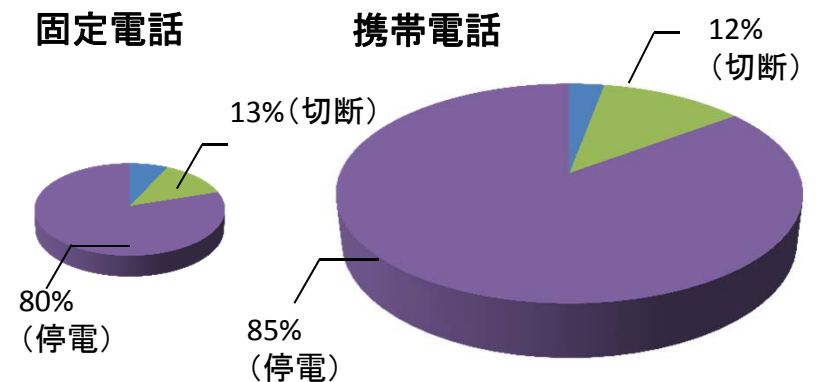
- 得られた知見や教訓は、国際会議の開催、調査研究、人材育成等を通じて共有。

○ 通信への被害と要因

○ 固定通信で最大約190万回線の通信回線が被災、移動通信で最大約2万9千局の基地局が停止。最も大きな被害要因は「停電」、次いで「中継伝送路の切断」。

○ 安否確認等の膨大な通信量により、通信輻輳が発生。重要通信(緊急通報、災害時優先電話)を確保するために通信規制を実施。

- ・ 音声で通常の50～60倍の通信量が発生
- ・ 携帯電話は、最大70%～95%の通信規制を実施



③ 大規模災害時における通信確保

〈これまでの取組〉

- 被災地の通信手段・情報提供手段等を確保
 - ①被災地方公共団体等に衛星携帯電話等(約2,000台)の無償貸与
 - ②技術試験衛星(きずな)を用いた災害衛星通信回線の提供
 - ③臨時災害放送局(29局)や、災害対策関係無線局(防災行政・消防関係等)の迅速な免許処理等
- 「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、官民(国・電気通信事業者等)が今後取り組むべき事項を取りまとめ(平成23年12月)
 - ⇒ 国による研究開発の実施、技術基準の改正
 - ⇒ 電気通信事業者間の連携(災害伝言サービスの横断的検索等)の促進
- 安全・信頼性の確保
 - 停電対策等を強化した放送設備の安全・信頼性に係る技術基準を整備(平成23年6月)
- 国境を越えた情報共有
 - 総務省・ITU災害通信シンポジウム※を開催するほか、各種国際会合で教訓を共有(※本年3月16日仙台にて開催。松崎総務副大臣含め、50カ国から約150名が参加。)

総務省・ITU災害通信シンポジウムの様子



〈今後の対応〉

- 安全・信頼性の確保
 - 電気通信設備の停電対策やバックアップ対策の強化をする等、安全・信頼性に係る技術基準を改正(平成24年6月に省令改正)
- 耐災害性強化の研究開発
 - 情報通信審議会における検討等を踏まえ、以下のような研究開発を実施
 - ①携帯電話の通信輻輳対策技術
 - ②電話局の被災時に、トレーラー等により輸送可能な移動式交換設備 等
- 国境を越えた情報共有
 - ASEAN地域を中心に、ICTを活用した防災システムの実証実験や人材育成に向けた研修を実施等



④ 地方公共団体の現場の意見を踏まえた関連制度の見直し

〈中間報告抜粋〉

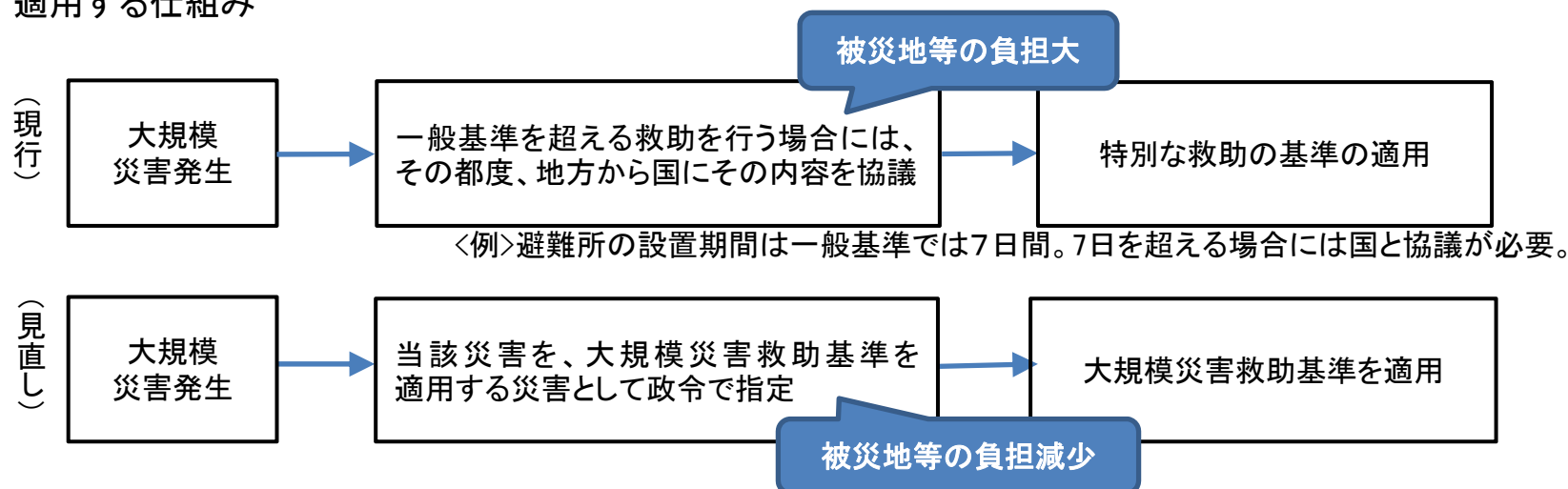
10. その他

- 東日本大震災への対応を行政や民間の諸主体が行ってきた中で、関係諸法令の規定やその運用の慣例などが、効果的な災害対応の支障や懸念材料になったものが、実務上、多く存在したと考えられる。政府として、既にその一部は把握しているが、今後も、地方公共団体、民間等の各主体の意見を十分に集約し、例えば大規模災害時の一時的な既存制度の停止や一体的な法令改正等について検討すべき。

〈見直しに当たって重視すべき視点〉

- 各種特例制度の定式化など、被災地方公共団体が災害対応に専念できるような使い勝手の良い制度の構築

(例) 災害救助法を見直し、政令で指定する大規模災害については、あらかじめ定めた特別な救助の基準(大規模災害救助基準)を適用する仕組み



(参考) 中間報告抜粋

- 災害救助法の現物支給の原則やその水準が現代の生活水準に見合ったものとなっていないのではないか。また、避難生活が数ヶ月に及ぶことに見合ったものとなっていないのではないか。

東日本大震災に係る主な地方財政措置について (参考1)

特別交付税による対応

4月	第1回特例交付	762億円	
9月	第2回特例交付	1,748億円	
12月	12月分交付(うち震災分)	2,406億円	(うち取崩し型復興基金の創設に係る経費 1,960億円)
3月	3月分交付(うち震災分)	163億円	
	東日本大震災分 計	5,079億円	

【参考】左記のほか、4月、6月、9月に普通交付税の繰上げ交付を実施

震災復興特別交付税の創設

東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担をゼロとするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分。

- 平成23年度(第3次補正予算) 16,635億円
 平成24年3月交付分 8,134億円
 翌年度繰越額 8,501億円(※) ※ 年度調整分1,365億円を含む。
 - 平成24年度 6,855億円(※)
- ⇒ 繰越額を含めた平成24年度震災復興特別交付税の額は、13,991億円

緊急防災・減災事業

- 復旧・復興対策規模19兆円程度のうち、緊急防災・減災事業の地方負担分(0.8兆円程度)については、地方税において臨時的な税制上の措置を講じる。
- 事業実施時期と地方税の増収時期との調整や地方団体ごとの地方負担額と増収額との調整のため、地方負担分を地方債により措置した上で、後年度、その元利償還金分を普通交付税により財源措置。

《地方財政措置の内容》

項目	地方債充当率	交付税措置率
直轄・補助事業の地方負担分	100%	80%
地方単独事業	100%	70%

東日本大震災に関する地方税制の対応① (参考2)

地震・津波対策等

○納期限の延長・減免措置等の適切な対応を地方団体に依頼【3/14通知】

○地方税法改正(緊急対応・第1弾)【4/27公布・施行】

阪神・淡路大震災時の対応に加え、以下の内容などを新たに措置

- ・津波により大部分の家屋の滅失・損壊など甚大な被害を受けた区域に所在する土地及び家屋に対する平成23年度分の固定資産税等を免除
- ・災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車に対する自動車取得税・自動車税等の非課税

○ふるさと寄附金の手続きの簡素化・国民へのPR

【新聞・ホームページ等による広報の実施】



地方団体の減収に対する財政措置を実施



津波による甚大な被害の一例↑
(総務省自治税務局による宮城県東松島市への現地調査)

原子力災害対策

○地方税法改正【8/12公布・施行】

原子力災害による避難区域等において滅失・損壊していない資産についても、地震・津波対策とほぼ同様に以下の内容などを措置

- ・警戒区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に対する平成23年度分の固定資産税等を免除
- ・警戒区域内の自動車で用途廃止等したものに代わる自動車に対する自動車取得税・自動車税等の非課税



地方団体の減収に対し地震・津波対策と同等の財政措置を実施

東日本大震災に関する地方税制の対応② (参考3)

復興支援対策

○地方税法改正【12/14公布・施行】

1. 被災地域に係る課税の特例措置の延長等

- ① 津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長指定区域における土地及び家屋に係る平成24年度分の課税免除等(固定資産税・都市計画税)
- ② 警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長指定区域における土地及び家屋に係る平成24年度分の課税免除等(固定資産税・都市計画税) 等

2. 被災地の復興を支援する特例措置

- ① 被災農地・警戒区域内農地に代わる農地に係る特例(不動産取得税)
- ② 被災事業者用の仮施設整備事業に係る非課税措置(不動産取得税・固定資産税・都市計画税) 等

3. 復興特別区域に関する特例措置

- ① 復興特別区域に係る税制上の特例措置(法人住民税・事業税) 等
- ※ 復興特別区域における課税免除又は不均一課税に伴う措置(事業税・不動産取得税・固定資産税)(復興特別区域法)

4. 津波防災地域づくりに関する法律に関する措置

- ① 津波避難施設に係る特例・津波対策に資する港湾施設等に係る特例(固定資産税)等



地方団体の減収に対し地震・津波対策及び原子力災害対策と同等の財政措置

福島復興再生特別措置法に伴う支援策

○地方税法改正【3/31公布・4/1施行】

- ・ 避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除措置を、平成25年度以後当分の間継続。
- ・ 課税免除区域から除外された区域に対する固定資産税等の減額措置を、原則3年度分とし、平成25年度以後当分の間、各年度において新たに除外された区域についても適用。

総務省による被災市町村への地方公務員の派遣のあっせん（参考4）

地方公務員の被災自治体への派遣

○派遣状況

- ・累積人数 79,107人（平成23年3月11日～平成24年1月4日）

○地方公務員の派遣ルート

- ①姉妹都市提携、災害時派遣協定等による地方公共団体間の自主的な職員の派遣
- ②広域的な組織による職員の派遣のあっせん
 - ・全国知事会による都道府県職員の派遣スキーム
 - ・総務省と全国市長会、全国町村会による市区町村職員の派遣スキーム 等

総務省と全国市長会、全国町村会による被災市町村への職員派遣の決定状況

- ◎総務省において、全国市長会及び全国町村会と協力し、全国の市区町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築（平成23年3月）。平成24年度についても、引き続き実施。

○平成23年度

県名	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合計
派遣決定人数	142	817	293	38	24	1,314
団体数	12	16	20	6	3	57

○平成24年度（3月19日現在）

県名	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合計
派遣決定人数	46	171	73	0	1	291
団体数	9	15	17	0	1	42